

2月 / 2024 子育て包括支援センター ていーだの家

今月のていーだの家スケジュールです。ふらっと気軽にお越しください。

対象：妊婦さん、子育て中のママパパ、
こども（生後2カ月以降新生児訪問を終えてから）

日時：毎週火曜日 13:00～16:00

場所：比嘉公民館

持ち物：親子健康手帳、おむつ、おしりふき、
おむつのごみを入れる袋
※おむつなどのゴミは各自でお持ち帰りください



MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
			1	2	3	4
5	6 ていーだの家	7	8	9	10	11
12	13 ていーだの家	14	15	16	17	18
19	20 ていーだの家	21	22	23	24	25
26	27 ていーだの家	28	29			

役場助産師、母子保健推進員のスタッフがいますので、なんでもご相談ください。お待ちしております。（利用料は無料です）



お問い合わせ

久米島町役場 福祉課こども班
☎098-985-7124 住所：久米島町字比嘉 2870

令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）の申請は令和6年2月29日までとなっています!!

食品等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援として、子育て世帯生活支援特別給付金の支給を行うものです。

1. 対象者

対象児童（平成17年4月2日（障害の状態にあり、特別児童扶養手当の支給対象となっている場合は平成15年4月2日）から令和6年2月29日までに生まれた児童）を養育している父母等であって、物価高騰の影響を受けて令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

2. 給付額

対象児童一人あたり 5万円

3. 申請手続き

- 申請期間は令和6年2月29日（木）までとなっております。
開庁時間：8時30分～17時15分（土日祝は除く）
- 申請様式へ記入の上、福祉課こども班まで提出ください。
申請様式は久米島町ホームページよりダウンロードいただくか、福祉課窓口にてお受け取りください。
- 申請していただいた内容を審査し、支給要件の確認ができ次第、指定口座へお振込みします。

4. その他

- 給付金の支給後、給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合、給付金を返還していただく必要があります。
- 住民税非課税を理由に給付金が支給された後に、修正申告により住民税が課税されるようになった場合は、福祉課担当までご連絡ください。
- すでに給付金を受け取っている方は、対象ではありません。

「子育て世帯生活支援特別給付金」に関する振り込め詐欺にご注意ください

久米島町からATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに久米島町福祉課または最寄りの警察（または警察相談専用電話 #9110）にご連絡ください。

お問合せ：福祉課こども班 ☎985-7124